

令和2年度 Go To Eat キャンペーンに係る事業のうち食事券発行委託事業  
(徳島県)

実施報告書

令和4年1月31日

株式会社ネオビエント

## 目 次

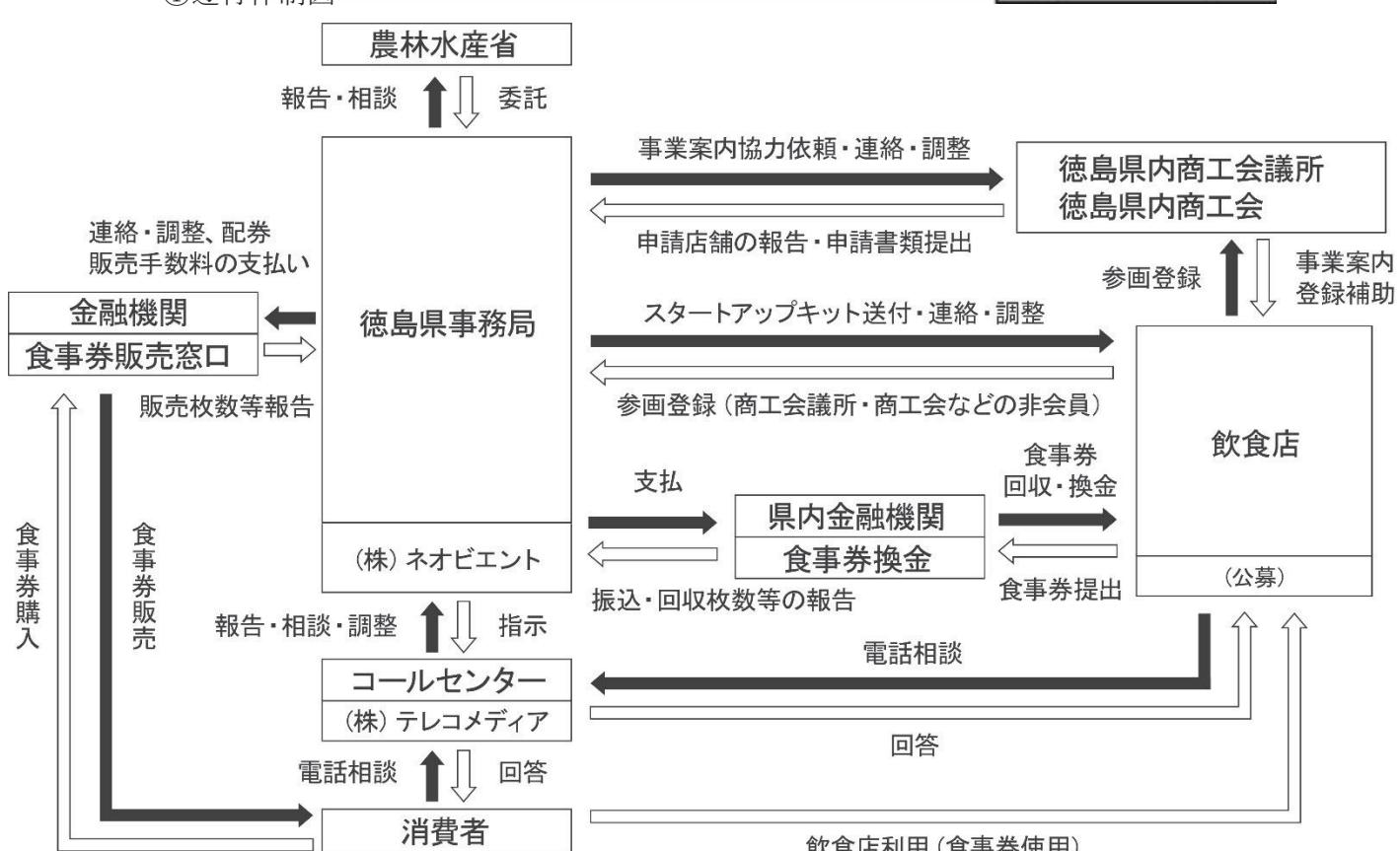
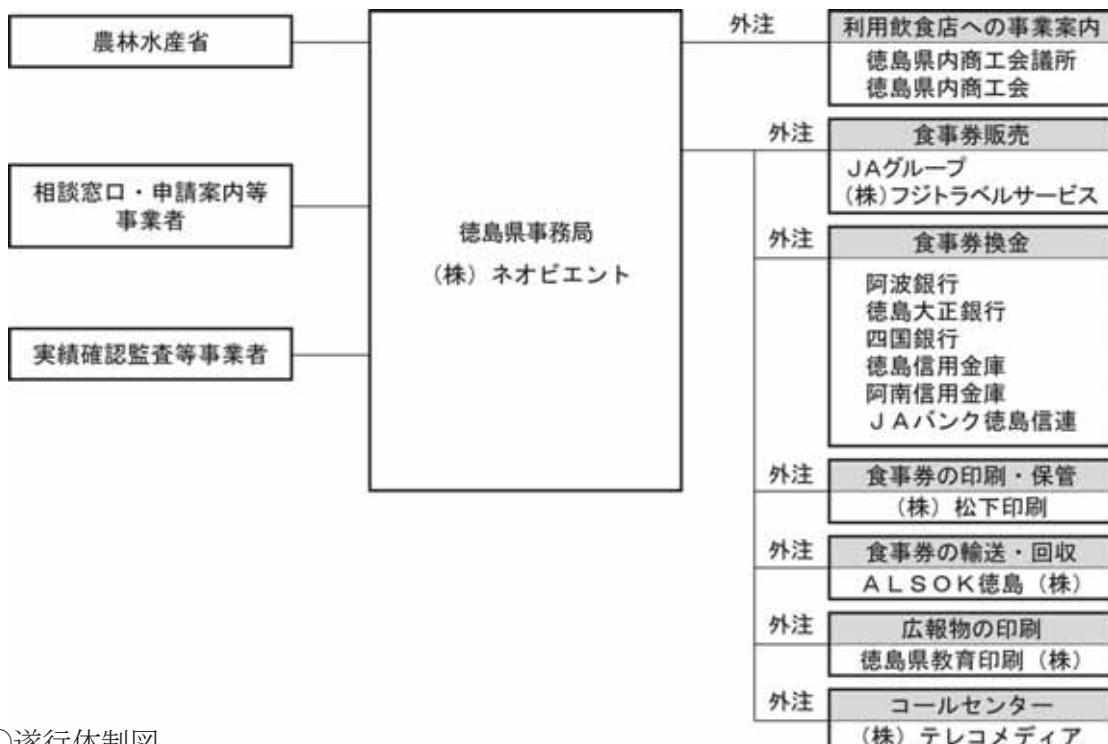
1. 事業実施体制	
(1) 事業の実施に関わる関係者との連絡調整を行う体制	1P
(2) 事業の準備から終了までの遂行体制	3P
(3) 事務局体制	4P
2. 食事券の発行、販売、回収	
(1) 食事券の発行	6P
(2) 食事券の印刷及び仕様	7P
(3) 食事券の販売及び販売枚数	10P
(4) 食事券の配券・在庫の返却・廃棄	16P
3. 食事券の利用、換金、廃棄	
(1) 食事券の利用期間及び換金期間	21P
(2) 食事券の換金場所	21P
(3) 食事券の換金方法	21P
(4) 食事券の受領から換金までの流れとチェック体制	21P
(5) 食事券の換金実績	22P
(6) 余剰金額	26P
(7) 使用済み食事券の管理及び廃棄	26P
4. 実績確認監査等事業者への報告	
(1) 実績確認監査等事業者への実績報告	24P
(2) 正確なデータの提出への協力	24P
(3) 不正防止のための検査への協力	24P
(4) 連絡窓口の設置	24P
5. 相談窓口・申請案内等事業者との連携	
(1) 情報提供への協力	25P
(2) 連携した広報活動への協力	25P
(3) 連携窓口の設置	25P

6. 飲食店の新規加盟促進	
(1) 各商工会議所・商工会の既存所属店舗への新規加盟促進	26P
(2) 各会に所属していない飲食店舗への新規加盟促進・飲食事業者向け事前説明会	27P
(3) 申請受付・審査	29P
(4) 登録・利用開始	30P
7. 消費者の利用促進	
(1) 食事券の周知	31P
(2) 特設サイト（徳島県事務局公式ホームページ）の開設	31P
(3) 県内メディアへの出稿	33P
(4) 登録店舗の周知	34P
8. 不正防止対策	
(1) 飲食店による不正防止策	35P
(2) 消費者による転売	35P
(3) 食事券の偽造・使い回し	35P
(4) 不正が発生した場合の対処	35P
9. 問い合わせ対応	
(1) コールセンター設置概要	36P
(2) 期間中コールセンター問合せ件数	36P
10. その他報告事項	
加盟店舗の新型コロナ感染症陽性者発生時の報告	37P
11. 余剰金の使用用途	37P
12. 事業の結果（成果）及び所見	38P
13. 添付資料	39P

## 1. 事業実施体制

都道府県事務局型として株式会社ネオビエントが、徳島県内の商工会議所及び商工会、徳島県内のJAグループ、徳島県内の各金融機関、各食事券販売所等と連絡調整・指示を行い、本事業を実施しました。

### (1) 事業の実施に関わる関係者との連絡調整を行う体制



②関連する主な事業者

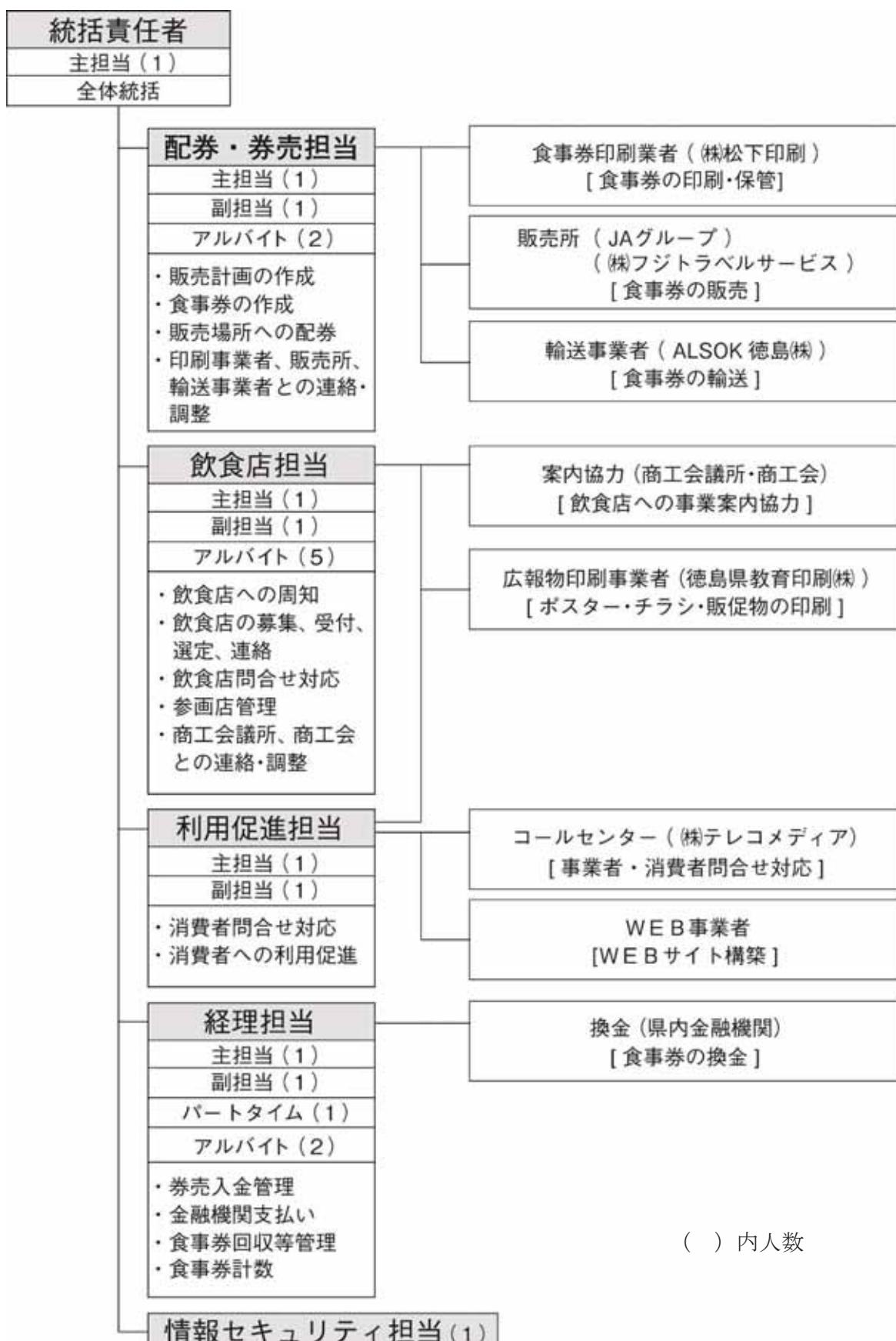
担当	事業者名	場所	備考
徳島県事務局	(株)ネオビエント	徳島県板野郡北島町	
飲食店事業者案内協力	県内商工会議所 県内商工会	県内一円	
食事券 販売窓口	JAグループ (株)フジトラベル サービス	県内一円	全体で88箇所 JAグループ45箇所 (株)フジトラベルサービス 43箇所
食事券 換金窓口	県内金融機関	県内一円	阿波銀行 徳島大正銀行 四国銀行 徳島信用金庫 阿南信用金庫 JAバンク徳島信連
コールセンター	(株)テレコメディア	徳島市	
食事券印刷・保管	(株)松下印刷	徳島市	
食事券の輸送・回収	ALSOK徳島(株)	徳島市	
広報物制作	徳島県教育印刷(株)	徳島市	

(2) 事業の準備から終了までの遂行体制

業務名	時期	事業者名	備考
監督事業者への報告	令和2年8月～令和4年1月	事務局	必要に応じ適宜報告
食事券の作成	令和2年8月～令和3年7月	事務局 株松下印刷	
券売所への配券	令和2年10月～令和3年7月	JAグループ 株フジトラベルサービス	
配券数集計・報告	令和2年10月～令和3年9月	事務局	必要に応じ適宜報告
飲食店への周知及び申請案内協力	令和2年9月～令和3年8月	徳島商工会議所 鳴門商工会議所 吉野川商工会議所 小松島商工会議所 阿南商工会議所 阿波池田商工会議所 徳島県商工会連合会	徳島県内商工会議所6箇所、徳島県商工会連合会を通じ県内商工会23箇所に事業周知及び申請案内補助の協力を依頼 ※阿南商工会議所は会員への事業周知のみ協力
飲食店募集受付	令和2年9月～令和3年7月	事務局	
問合せ対応 (事務局)	令和2年9月～令和3年12月	事務局	
問合せ対応 (コールセンター)	令和2年9月～令和3年10月	株テレコメディア	令和3年10月以降は事務局の電話番号を案内
ホームページ開設	令和2年9月～令和3年8月	事務局	
各種広報	令和2年9月～令和3年10月	報道関係者 各社メディア媒体	飲食店の加盟状況や食事券の販売状況を見ながら適宜広報活動
食事券換金	令和2年10月～令和3年10月	阿波銀行 徳島大正銀行 四国銀行 徳島信用金庫 阿南信用金庫 JAバンク徳島信連	令和3年11月以降は換金忘れの事業者を対象として、事業期間中は事務局にて食事券の換金業務を対応
食事券の輸送・保管	令和2年10月～令和3年8月	ALSOK徳島株 株松下印刷	

(3) 事務局体制

①実施体制図



## ②事務局体制

本事業を遂行するにあたり、各業務において事務局内にて下記の担当者を配置し対応しました。各自、専任業務以外にも各業務が煩雑な場合や至急対応の事案発生の場合は他業務の補助を行う等の組織全体で本事業にあたりました。

### (各専任業務)

担当役割		社内役職
統括責任者		副部長
配券・券売担当	主担当	副部長
	副担当	正社員
	担当	アルバイト
	担当	アルバイト
飲食店担当	主担当	副部長
	副担当	係長
	担当	アルバイト
利用促進担当	主担当	副部長
	副担当	主任
入出金・経理担当	主担当	専務取締役
	副担当	主任
	担当	パートタイム
	担当	アルバイト
	担当	アルバイト
情報セキュリティ担当		課長補佐

### (本事業労務管理業務)

担当役割		社内役職
労務管理担当	担当	課長補佐
	担当	係長
	担当	令和2年度パートタイム 令和3年度正社員

## 2. 食事券の発行、販売、回収

### (1) 食事券の発行

食事券についてはプレミアム率25%の既存券とプレミアム率20%の追加券の2種類を下記の内容にて発行しました。発行冊数の根拠につきましては、既存券は徳島県が過去に発行した地域振興券の販売状況を参考にし、追加券は農林水産省及び徳島県と協議の上、一般販売開始後の令和2年11月より直近の令和3年2月までの販売実績冊数より平均販売冊数である72,587冊をベースとして決定しました。

#### ①既存券（プレミアム率25%）

券種	1,000円券（1冊あたり1,000円券×10枚綴り）
発行冊数	500,000冊
販売価格	1冊あたり8,000円
発行額面	1冊あたり10,000円（1冊あたりの給付金額2,000円）
発行総額	5,000,000,000円（給付金額1,000,000,000円）
販売期間	①先行販売：申込期間…令和2年9月23日～令和2年10月2日 引換販売…令和2年10月16日～令和2年10月29日 ②一般販売：令和2年11月4日～令和3年4月30日
購入制限	1人1回あたり2冊まで購入可能（販売価格16,000円まで）

#### ②追加券（プレミアム率20%）

券種	500円券（1冊あたり500円券×12枚綴り）
発行冊数	80,000冊
販売価格	1冊あたり5,000円
発行額面	1冊あたり6,000円（1冊あたりの給付金額1,000円）
発行総額	480,000,000円（給付金額80,000,000円）
販売期間	令和3年7月1日～令和3年7月31日
購入制限	1人1回あたり2冊まで購入可能（販売価格10,000円まで）

## (2) 食事券の印刷及び仕様

既存券及び追加券共に、過去徳島県内自治体からの受注実績や、徳島県内で発行のプレミアム商品券の印刷実績があり、偽造防止対策技術やノウハウを有している協力企業にて印刷を行いました。農林水産省から指示のあった転売や不正防止等の記載事項や、飲食事業者より食事券回収後の各金融機関での計数機の仕様に合わせることも含め、食事券の券面校正や仕様に関しては事務局にて精査し仕様を決定しました。また、食事券に使用するフォントはユニバーサルフォントを使用し、誤認されにくいように制作しました。

協力企業	株松下印刷（徳島県徳島市応神町応神産業団地5-1）
仕 様	<p>①食事券仕様 体裁：76×160mm（お札サイズ） 色指定：表面／4色刷り＋蛍光塗料（オレンジ） 裏面／1色刷り 表紙／4色刷り 用紙：マットコート紙110kg 加工：ミシン線1本（食事券切り離し）、無線綴じ 綴り：既存券／1冊1,000円券×10枚綴り（合計50万冊） 追加券／1冊500円券×12枚綴り（合計8万冊）</p> <p>②表紙・券面デザイン（各字体はユニバーサルフォントを使用） 表 紙：券名、券種・綴り枚数、有効期限 裏表紙：徳島県マスコットキャラクターイラスト 表 面：券名、ナンバリング、券額面、有効期限、発行者情報、 注意書き、偽造防止対策（オレンジ蛍光インキ）、 徳島県マスコットキャラクターイラスト 裏 面：注意書き、問い合わせ先、徳島県事務局特設サイト のURL及びQRコード、利用飲食店サイン欄</p>
備 考	印刷工程におけるセキュリティとして、IDカード並びにPASSコードでの入退室管理、防犯カメラが設置されたセキュリティ室において、食事券を納品まで一時保管し不正や盗難が発生しないように対応しました。

①既存券の券面デザイン

【表面】

偽造防止対策

(オレンジ蛍光インキ)

通し番号記載

(ナンバーリング)



【裏面】

ご利用に際してのご注意

- 本券の利用期間は2021年3月15日までです。利用期間を過ぎた場合は無効となります。
- 本券は徳島県内の「Go To Eat キャンペーン 徳島県プレミアム付食事券」対象飲食店でのみ使用できます。
- 本券の額面に満たない場合でも、おつりはできません。
- 本券の紛失及び盗難、破損等に対し発行者はその責を負いません。
- 本券の返品、現金への換金、譲渡、販売はできません。
- 残金の換金はできません。
- その他の注意事項については、「Go To Eat キャンペーン 徳島県プレミアム付食事券」ホームページにてご確認ください。

問合せ先：Go To Eat キャンペーン徳島県事務局  
コールセンター  
TEL.088-602-1250

取扱店

本券が利用できるお店  
「Go To Eat キャンペーン  
徳島県プレミアム付食事券」  
ホームページ



店名のスタンプ押印もしくは直筆サイン記載欄

(39P 「13.添付資料 ①」参照)

## ②追加券の券面デザイン

### 【表面】



### 【裏面】



店名のスタンプ押印もしくは直筆サイン記載欄

(39P 「13. 添付資料 ①」 参照)

### (3) 食事券の販売及び販売枚数

#### ①販売所

発行した食事券は、徳島県内のJAグループのほか、一般消費者が購入し易くなるように配慮し、大型商業施設、スーパーマーケット、宿泊施設等にて最大で徳島県内全域88箇所にて販売窓口を設け対面販売を行いました。

その他、山間部や過疎地、他県の方への販売を考慮し、往復はがきでの販売や、問い合わせに対して対面販売を行う等、事務局でも販売窓口を設置し柔軟に対応しました。

協力団体・企業	販売所数
徳島県農業協同組合	①JA徳島市（15箇所） ②JA名西郡（2箇所） ③JAアグリあなん（6箇所） ④JAかいふ（3箇所） ⑤JA板野郡（3箇所） ⑥JA大津松茂 農産物直売所「えがお」 ⑦JA徳島北 ⑧JA里浦 ⑨JA阿波町 ⑩JA市場町 ⑪JA麻植郡（4箇所） ⑫JA美馬（2箇所） ⑬JA阿波みよし（3箇所） ⑭JA阿波郡東部 ⑮JAあわ市 ※⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑭については既存券のみ販売対応 ※⑮については追加券より販売を開始
株フジトラベルサービス	①スーパーマーケット（31箇所） ②大型商業施設（5箇所） ③宿泊施設（7箇所） ※②大型商業施設の「イオンモール徳島」の販売窓口が3月より1箇所に統合 ※③宿泊施設の「鳴門グランドホテル海月」が令和3年2月で販売終了、「阿波観光ホテル」が既存券のみ販売対応

## ②販売枚数

券種	販売冊数	販売額
既存券（先行販売） (一般販売)	381,148冊	販売額：3,049,184,000円 発行額：3,811,480,000円
追加券（一般販売）	79,790冊	販売額：398,950,000円 発行額：478,740,000円
合計	460,938冊	販売額：3,448,134,000円 発行額：4,290,220,000円

(39P「13.添付資料②」参照)

## ③先行販売（既存券）

販売開始時の混雑解消を目的として、郵送（往復はがき）による事前申込販売を実施しました。

### 【販売実績】

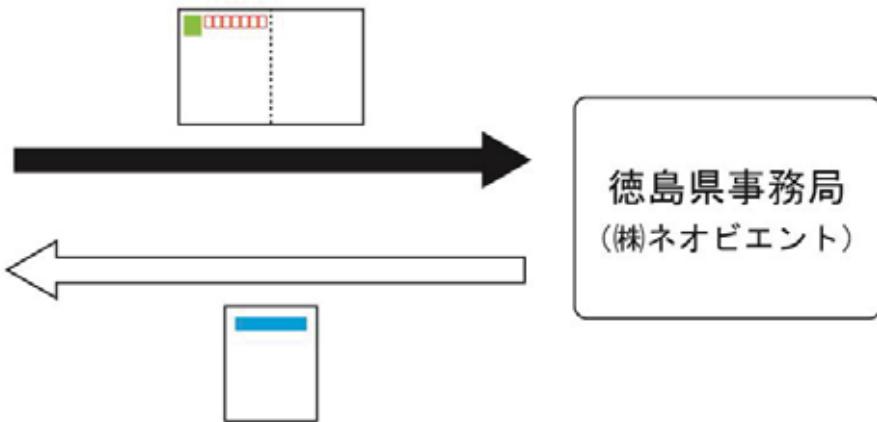
申込期間：令和2年9月23日～令和2年10月2日

引換期間：令和2年10月16日～令和2年10月29日（期間中の各土・日曜日除く）

販売冊数：9,118冊（販売額：72,944,000円、発行額：91,180,000円）

### 【事前申込方法】

往復はがきで申込み  
(申込者情報・購入希望冊数を記載)



予約票を返信  
(販売場所・販売期間を記載)

(往復はがき記入事項)

【返信面】

<p>郵便往復はがき</p> <p>63</p> <p>返信</p>	<p>申込者の氏名</p> <p>申込者の住所</p>	<p>A 申込者の氏名（フルネーム）</p> <p>B フリガナ（フルネーム）</p> <p>C 申込者の年齢</p> <p>D 申込者の郵便番号</p> <p>E 申込者の住所</p> <p>F 申込者の日中連絡の取れる連絡先</p> <p>G 食事券希望購入数 ※1または2セットと記入</p>
------------------------------------	-----------------------------	---

【往信面】

※裏面の予約票については事務局にて記載

<p>郵便往復はがき</p> <p>7 7 1 0 2 0 2</p> <p>63</p> <p>往信</p> <p>GO TO Eat キャンペーン事務局</p>	<p>徳島県板野郡北島町 太郎八須西ノ瀬 34 番地 8 (株式会社ネオビエント内)</p> <p>販売場所</p> <p>購入数 1セット</p> <p>Go To Eat キャンペーン 徳島県事務局 コールセンター TEL 088-602-1250</p>	<p>Go To Eat キャンペーン 徳島県プレミアム付食事券</p> <p><b>食事券先行販売予約票</b></p> <p>この度は「Go To Eat キャンペーン 徳島県プレミアム付食事券」先行販売予約にお申込みいただき誠にありがとうございます。 多数のお申込みの中から貴殿が当選されましたので、ご案内致します。 つきましては、下記の販売期間の間に、このハガキと購入代金を持参のうえ、 最寄りの販売所で食事券をお買い求めください。 今後とも本キャンペーンをよろしくお願い致します。</p> <p>2020年 10月16日(金)～10月29日(木)</p> <p>※先行販売で食事券をお買い求めいただけるのはこのハガキをお持ちの方のみとなります。 ※先行販売期間を過ぎた場合、本予約券は無効となります。 ※先行販売でお買い求めいただいた場合でも、再度、一般販売でお買い求めいただけます。</p> <p>※交換場所の詳細は「Go To Eat キャンペーン 徳島県プレミアム付食事券」ホームページよりご確認ください。 ※交換場所以外でのお買い求めはできません。</p> <p>※上記の購入数がお買い求めいただけます。 ※食事券販売価格は 1セット 8,000円 (1,000円券 × 10枚) となります。</p> <p>Go To Eat キャンペーン 徳島県事務局 ホームページ</p>
--	--	--

#### ④一般販売

上段の各販売窓口にて、先行販売終了後の令和2年11月4日から一般販売を開始しました。当初既存券は令和3年1月31日までを予定しておりましたが、コロナ禍による徳島県内や全国的な感染状況を鑑み、農林水産省や徳島県の方針により4月30日まで販売期間を延長しました。

追加券に関しましても当初予定していた令和3年5月1日からの販売を自粛し、令和3年7月1日より販売を再開しました。また、既存券及び追加券の販売開始時や、購入者から食事券の汚損や落丁による食事券の交換等の販売所トラブルの際には、事務局より販売所にて現地確認を行いトラブル防止にあたりました。

なお、食事券の在庫管理や販売実績確認を行うために、事務局と各販売所にて情報共有が可能な販売管理システムを導入して適時に販売状況を確認できるようにし、食事券の在庫管理及び納入につきましては、各販売所より必要数の確認のため「食事券調査票」により事前納入冊数の把握を行い、その他の販売所には「発注書A」を事務局に提出してもらうことで必要冊数を納入し対応しました。

(食事券調査票)

食事券調査票	
令和 年 月 日	
Go To Eat キャンペーン徳島県事務局行	
JA名 _____	
記入者名 _____	
下記のとおり、連絡致します。	
摘要	希望食事券数
Go To Eat キャンペーンプレミアム付食事券 (1箱800冊入)	箱
ご記入後の用紙はお手数ですが、GoToEatキャンペーン徳島県事務局にFAXにてご返信ください。 【締め切り】 3月16日（火） 17時まで ※食事券の納入日は3月18日を予定しています。 ※希望食事券が無しの場合も「0」とご記入のうえご返信をお願いいたします。 ※食事券は前回と同様に本所様に納入させていただきます。	
備考	
FAX送信先：Go To Eat キャンペーン徳島県事務局 FAX.088-698-7822	

(発注書A) ※販売所から事務局へ提出

## 発 注 書

発注日：令和 年 月 日

Go To Eat キャンペーン徳島県事務局

会社名：\_\_\_\_\_

発注者名：\_\_\_\_\_

TEL：\_\_\_\_\_

下記のとおり、発注致します。

摘要	発注数量	納入店名	納入先住所	食事券受取者名	事務局記入欄
Go To Eat キャンペーンプレミアム付食事券	箱				
	箱				
	箱				
合計	箱				

【記入にあたっての注意】

①1箱につき食事券が800冊入っています。(1セットは1000円券×10枚)

②納入先住所は店舗名、階数など届け先が分かるようにご記入ください。

③受入者名は納入店で食事券受取担当者をご記入ください。

④事務局確認欄には何も記入しないでください。

【納入時期について】発注日後、納入までにおよそ5日かかります。ただし食事券印刷状況によっては上記日数より時間がかかることがあります。予めご了承ください。

備考	
----	--

### 輸送業者記入欄

発注会社は以下の欄には何も記入しないでください。

印刷会社

輸送会社

受渡者名	引取者名
西尾	西尾

摘要	通し番号	引渡数量	受渡日
Go To Eat キャンペーンプレミアム付食事券	~	箱	
	~	箱	
	~	箱	
合計		箱	

FAX送信先：Go To Eat キャンペーン徳島県事務局 FAX.088-698-7822

#### (4) 食事券の配券・在庫の返却・廃棄

食事券の配券及び在庫の返却につきましては、各販売所からの発注を受け、下記の運用にて対応いたしました。

##### ①食事券の配券

- ア. 販売所からの発注を受け、事務局より食事券を保管している印刷会社と輸送を行なう警備会社に「発注書B」にて連絡する。
- イ. 警備会社が印刷会社にて食事券を引き取り販売所へ輸送する。納入の際に警備会社は「受取書」と「警送品明細書」を販売所より受け取り保管する。
- ウ. 警備会社より「警送品送達書」を事務局へ提出する。

##### ②食事券の返却・廃棄

- ア. 販売所より事務局に「残食事券確認書」を提出し在庫数を連絡する。
- イ. 事務局より「食事券回収依頼書」を印刷会社と警備会社に提出し回収日を調整する。販売所は回収日までに「食事券返却票」を事務局に提出する。
- ウ. 販売所より警備会社が食事券在庫を回収する。回収の際に警備会社は「警送品明細書」を販売所より受け取り保管する。
- エ. 販売所より回収した食事券を印刷会社に輸送し引き渡す。引き渡しの際に「警送品明細書」を印刷会社より受け取り保管する。
- オ. 回収した食事券を処理専門業者にて廃棄、廃棄証明書（39P「13.添付資料④」参照）を発行し事務局へ提出する。

警備会社	ALSOK徳島(株)（徳島県徳島市北出来島町2丁目13）
処理業者	株松下印刷（徳島県徳島市応神町応神産業団地5-1） 株兼子 高松工場（香川県高松市牟礼町大町168-1）

(発注書B)

## 発 注 書1

発注日：令和 年 月 日

※ 月 日輸送

会社名： 株式会社ネオビエント

発注者名：

TEL：088-698-7788

下記のとおり、発注致します。

	摘要	発注数量	納入店名	納入先住所	食事券 受取者名	事務局 記入欄
1	Go To Eat キャンペーンブ レミアム付食事券	箱				
2		箱				
3		箱				
4		箱				
5		箱				
6		箱				
7		箱				
8		箱				
合計		箱				

## 発 注 書2

### 輸送業者記入欄

発注会社は以下の欄には何も記入しないでください。

印刷会社 輸送会社

受渡者名	引取者名
署名	署名

	摘要	通し番号	引渡数量	受渡日
1	Go To Eat キャンペーンブ レミアム付食事券	~	箱	/
2		~	箱	/
3		~	箱	/
4		~	箱	/
5		~	箱	/
6		~	箱	/
7		~	箱	/
8		~	箱	/
合計			箱	

(受取書)

## 受 取 書

食事券	個数	備考
	~	
	個	

2020年 月 日  
受領時間 時 分

店 名

担当者名

印

(警送品明細書)

### 警送品明細書(A)

(ALSOK控)

宛 先	種 類	數 量
	バ ッ グ	
	空 バ ッ グ	
	ト ラ ン ク	
	空 ト ラ ン ク	
	カ セ ッ ト	
	空 カ セ ッ ト	
	一 袋 一	
	一 箱 一	

発送日時： 年 月 日  
時 分 発送店名

取 扱 者

お客様の個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法令および当社 ALSOK の  
プライバシーポリシーを遵守し、厳重に管理いたします。

(警送品送達書)

警送品送達書								
松下印刷			各店					
令和 年 月 日 (曜日)								
ALSOK徳島 印								
NO	品名 直送	段ボール 個数	段ボール 回数	NO 個	備考	合計	受領時間 時 分	受領印
1				~			時 分	
2				~			時 分	
3				~			時 分	
4				~			時 分	
5				~			時 分	
6				~			時 分	
7				~			時 分	
8				~			時 分	
9				~			時 分	
10				~			時 分	
11				~			時 分	
12				~			時 分	
13				~			時 分	
14				~			時 分	
15				~			時 分	
16				~			時 分	
17				~			時 分	
18				~			時 分	
19				~			時 分	
20				~			時 分	
21				~			時 分	
22				~			時 分	
23				~			時 分	
24				~			時 分	
25				~			時 分	
	合 計							
							発送時間 時 分	
							発送担当者 印	

(残食事券確認書)

## GoToEatキャンペーン残食事券確認書

お手数ですが、残ケース数をご記入のうえFAXにてご返信ください。

令和3年 月 日

会社名	
記入者名	
T E L	
回収ケース数	※段ボールの数量をご記入ください。なお、食事券は当初お届けいたしましたダンボールに全て 収めてくださいますようお願い致します。 個

- ・本用紙の他に「GoToEatキャンペーン食事券返却票」へのご記入をお願い致します。
- ※「GoToEatキャンペーン食事券返却票」は食事券回収日までにFAXにてご返信をお願い致します。
- ・回収日は在庫数に応じ経路を設定し、3月17日～23日の間でうかがいます。回収日時は事前にご連絡させていただきます。

FAX送信先：Go To Eatキャンペーン徳島県事務局 FAX.088-698-7822

(食事券回収依頼書)

GoToEatキャンペーン食事券回収依頼書																																																																
※回収日：		/	送信日：令和 年 月 日																																																													
			会社名：株式会社ネオビエント																																																													
			担当：																																																													
次の通り、食事券の回収数量をご連絡いたします。																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">回収先</th> <th style="width: 20%;">回収先住所</th> <th style="width: 20%;">回収先担当者名</th> <th style="width: 20%;">回収ケース数</th> <th style="width: 30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td>個</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td>個</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td>個</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td>個</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td>個</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td>個</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td>個</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td>個</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td>個</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td>個</td><td></td></tr> <tr> <td align="right" style="padding-right: 5px;">合計</td> <td></td> <td></td> <td>個</td> <td></td></tr> </tbody> </table>					回収先	回収先住所	回収先担当者名	回収ケース数		1			個		2			個		3			個		4			個		5			個		6			個		7			個		8			個		9			個		10			個		合計			個	
回収先	回収先住所	回収先担当者名	回収ケース数																																																													
1			個																																																													
2			個																																																													
3			個																																																													
4			個																																																													
5			個																																																													
6			個																																																													
7			個																																																													
8			個																																																													
9			個																																																													
10			個																																																													
合計			個																																																													

(食事券返却表)

GoToEatキャンペーン食事券返却票									
下記、必要事項をご記入のうえ、FAXにてご返送をお願いいたします。なお、破損等の食事券は他食事券と見分けられるように封入いただき、段ボールに併せて梱包をお願いいたします。									
<u>※食事券回収日までにFAXにてご返送をお願いいたします。</u>									
記入日：令和 年 月 日									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">販売所名</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>					販売所名				
販売所名									
残 食 事 券	食事券No	食事券冊数	うち破損食事券No	確認者印 承認者印					
	始No	冊							
	終No								
	始No	冊							
	終No								
	始No	冊							
	終No								
	始No	冊							
	終No								
合計	冊								
事務局確認印									
<b>FAX送信先：Go To Eat キャンペーン徳島県事務局 FAX.088-698-7822</b>									

### 3. 食事券の利用・換金・廃棄

#### (1) 食事券の利用期間及び換金期間

既存券及び追加券の利用期間と換金期間につきましては、本事業全体の方針や徳島県内や全国的な感染状況を鑑みた度々の販売期間の延長に合わせて、最終的には下記の期間にて利用と換金の対応にあたりました。

##### 【既存券（1,000円券）】

利用期間	令和2年10月16日～令和3年6月30日
換金期間	令和2年10月16日～令和3年7月15日

##### 【追加券（500円券）】

利用期間	令和3年7月1日～令和3年9月30日
換金期間	令和3年7月16日～令和3年10月22日

※換金忘れの飲食事業者に対する換金対応（既存券、追加券）

各金融機関：令和3年10月29日まで

事務局：令和4年1月25日まで

#### (2) 食事券の換金場所

食事券換金場所として、県内6金融機関（241箇所）にて飲食事業者への代金支払い対応にあたりました。

（阿波銀行65本支店、徳島大正銀行61本支店、四国銀行21本支店、徳島信用金庫19本支店、阿南信用金庫8本支店、JAバンク徳島信連67本支店）

#### (3) 食事券の換金方法

各金融機関の営業日には毎日換金受付を行い、3営業日以内には各飲食店舗へ振込が完了するよう体制を整え、本事業の主旨の一つでもある資金繰りの厳しい飲食店経営の安定に考慮した運用としました。

#### (4) 食事券の受領から換金までの流れとチェック体制

ア. 飲食店は、再利用防止の観点から回収した食事券の裏面に飲食店舗の店名スタンプの押印もしくは直筆サインをする。

イ. 飲食店は、換金の際には登録時に指定した県内金融機関窓口に「使用済み食事券」「利用対象飲食店登録証（39P「13.添付資料⑤」参照）」「換金申込書（39P「13.添付資料⑥」参照）」および「登録申込書に記載した指定口座の普通預金通帳または当座入金帳」の4点を提出する。

ウ. 金融機関は、「利用対象飲食店登録証」と「普通預金通帳もしくは当座入金

帳」を確認したうえで「換金申込書」に記載した食事券の枚数と使用済食事券の枚数が合致しているか確認、使用済食事券の裏面にも飲食店のサインまたは押印がされているかを確認したうえで受け付ける（通帳には、使用済食事券の合計金額と2日後に換金できる旨が記帳される）。

エ. 金融機関の各本支店で前日に回収した換金申込書と使用済食事券が集中センターに集約され、集中センターは枚数を確認のうえ、各支店で換金した件数および枚数を記載した「食事券換金報告書」を事務局へ提出する。

オ. 各金融機関は、「食事券換金申込書」及び「使用済み食事券」を半月毎に事務局に送付する。また、毎月、月毎にまとめた「食事券換金報告書」を事務局に提出する。

カ. 事務局は、半月毎に各金融機関から提出された「食事券換金申込書」と「使用済み食事券」が合致しているか計数作業を行い、代金支払い内容の確認や不正防止のチェック作業を行う。

#### (5) 食事券の換金実績

##### 【既存券（1,000円券）】

金融機関	換金件数（件）	換金枚数（枚）	換金額（円）
阿波銀行	17,046	3,801,221	3,801,221,000
徳島大正銀行			
四国銀行			
徳島信用金庫			
阿南信用金庫			
JAバンク徳島信連			
事務局			

##### 【追加券（500円券）】

金融機関	換金件数（件）	換金枚数（枚）	換金額（円）
阿波銀行	4,681	952,649	476,324,500
徳島大正銀行			
四国銀行			
徳島信用金庫			
阿南信用金庫			
JAバンク徳島信連			
事務局			

(6) 余剰金額

券種	発行総額（円）	換金総額（円）	余剰金額（円）
既存券（1,000円券）	3,811,480,000	3,801,221,000	8,207,200
追加券（500円券）	478,740,000	476,324,500	2,012,917
合計	4,290,220,000	4,277,545,500	10,220,117

※既存券（1,000円券）の余剰金額は給付金相当額（余剰金額の5分の1）2,051,800円を除いた金額を計上。

※追加券（500円券）の余剰金額は給付金相当額（余剰金額の6分の1）402,583円を除いた金額を計上。

(7) 使用済み食事券の管理及び廃棄

各金融機関より回収し、事務局でのダブルチェックや処理が終了した食事券につきましては、農林水産省より廃棄処理可能となる連絡があるまでは鍵付きの事務局内倉庫にて適切に保管しました。廃棄処理に際しましては、機密文書破碎サービスを利用し処理にあたり、農林水産省が定める「食事券廃棄記録表」にて取りまとめ、廃棄枚数等を適宜報告しました。

処理業者	(有)ナルト紙料センター（徳島県板野郡松茂町満穂字満穂開拓140-2）
処理日	①令和3年10月8日：令和2年10月～12月に回収した既存券 ②令和3年10月14日：令和3年1月に回収した既存券 ③令和3年11月1日：令和3年2月に回収した既存券 ④令和3年11月30日：令和3年3月に回収した既存券 ⑤令和3年12月1日：令和3年4月に回収した既存券 ⑥令和3年12月14日：令和3年5月～7月に回収した既存券と追加券 ⑦令和3年12月22日：令和3年8月～9月に回収した既存券と追加券 ⑧令和4年12月24日：令和3年10月～11月に回収した既存券と追加券 （39P「13. 添付資料⑦」参照）

※なお、換金忘れのため令和4年1月25日に事務局にて換金対応した既存券（21枚）と追加券（10枚）につきましては、換金実績報告後、農林水産省から廃棄処理可能となる連絡を受けた後に事務局にて廃棄処理を行い「食事券廃棄記録表」にて廃棄枚数等を適宜報告いたします。

#### 4. 実績確認監査等事業者への報告

##### (1) 実績確認監査等事業者への実績報告

本事業の期間中、事務局と実績確認監査等事業者との協議によって定められた内容（データ様式、期日、データの提出方法等）に従い、令和2年10月5日から令和4年1月27日まで、毎月、「食事券発行情報」「販売店別販売実績集計」「食事券回収情報」「代金支払情報」「飲食店マスタ」「食事券換金報告書」の報告データを作成し報告しました。

##### (2) 正確なデータの提出への協力

本事業の各月の報告が円滑に行われるよう正確な実積報告データを提出するために、実績確認監査等事業者により定められた方法によるダミーデータや事前資料の提出、現地調査への協力を行いました。各月の実積報告データについては、事務局の各担当役割によりデータ取りまとめ及び作成し、作成者とは異なる確認者にてダブルチェックを行いました。実績確認監査等事業者への提出の際には統括責任者によるデータ整合性チェックを行い、提出データの正確性に責任を負い提出しました。提出データにて食事券回収店舗と代金支払情報の店舗名が揺らぎ不一致となっている場合等、実績確認監査等事業者の突合作業により整合性の確認を求められた場合は、適宜、指示のあった内容を各担当役割及び統括責任者にて確認の上、再度提出データを修正し、指定様式（課題管理表）と修正データを指定日までに再提出するように対応にあたりました。

##### (3) 不正防止のための検査への協力

実績確認監査等事業者が行う不正防止のための事案の取りまとめ等の対応について、指定様式（給付要件を満たさないと判断された事案の取りまとめに向けての依頼報告フォーマット）を提出し検査への協力にあたりました。

##### (4) 連絡窓口の設置

実績確認監査等事業者との連絡及び調整を円滑に行うため、窓口として統括責任者が適宜対応にあたりました。

## 5. 相談窓口・申請案内等事業者との連携

### (1) 情報提供への協力

相談窓口・申請案内等事業者が本事業全体の特設サイトへの周知広報活動を行うための各情報提供（食事券券面データ、事務局特設サイトとのリンク、食事券の販売期間等）の協力を行いました。

### (2) 連携した広報活動への協力

相談窓口・申請案内等事業者が行う本事業全体の店頭ツール等の発送を行うため、加盟飲食店舗の発送先リストを作成し、令和2年10月2日から令和3年8月2日まで毎週月曜日に提出し広報活動への協力を行いました。発送物が発送住所に不着の場合は店舗への確認を行い、不着リストにまとめ再度情報提供を行う等、相談窓口・申請案内等事業者の指示に従い対応にあたりました。

### (3) 連携窓口の設置

相談窓口・申請案内等事業者との連絡及び調整を円滑に行うため、窓口として統括責任者が適宜対応にあたりました。

なお、本事業において加盟飲食店舗や一般消費者よりオンライン飲食予約の概要等、食事券発行事業以外の問い合わせがあった際には、相談窓口・申請案内等事業者が運営するコールセンターへの確認や御案内を行い対応にあたりました。

## 6. 飲食店の新規加盟促進

徳島県内の報道関係者へのプレスリリースや県内の各広告媒体への広告出稿を活用し、徳島県内全域に広く周知広報を行うと共に、上段「1. 事業実施体制」の遂行体制に示したスキーム通りに、県内各商工会議所・商工会の協力のもと、下記の期間中に県内全域にて本事業への加盟促進を行いました。

飲食事業者募集期間	令和2年9月23日～令和3年7月31日
加盟店舗数	1,676店舗

### (1) 各商工会議所・商工会の既存所属店舗への新規加盟促進

県内の商工会議所・商工会の協力のもと、各会に所属されている飲食事業者へ一斉に本事業加盟案内の専用チラシ（39P「13. 添付資料⑧」参照）を送付しました。

また、令和3年9月17日に「ときわプラザ」にて各商工会議所及び商工会向けの説明会を実施し、令和2年9月23日から令和3年8月20日の期間中に申請補助や事業案内等に協力いただきました。



(2) 各会に所属していない飲食店舗への新規加盟促進・飲食事業者向け事前説明会  
各商工会議所・商工会に所属していない飲食事業者にも広く加盟を促すために、県内の各広告媒体への広告出稿のほか、飲食事業者向け説明会の実施、事務局特設サイトにて申込フォームの設置、特設サイト上に本事業の概要や登録申請方法を説明した動画の閲覧ができるようにしました。

その他、徳島県内の飲食店舗に1,743店舗に向けてダイレクトメールを発送し加盟促進を図りました。

#### 【飲食事業者向け説明会】

内 容：本事業の主旨、加盟登録申請から代金の振込までの手続きの説明、質疑応答、申請書の受付

日 時：令和2年10月4日／午前の部10:30～11:30、午後の部14:30～15:30

会 場：アスティとくしま

参加数：71店舗（午前の部：36店舗、午後の部35店舗）

内、5店舗が現地にて申請



(特設サイト申込フォーム)

**事業者応募フォームオンライン申請**

**店舗名**  
例「株式会社トヨタマート」

**代表者名**  
例「代表取締役 田中 亮太郎」

**店名（フリガナ）**  
例「トヨタマートヨタマート横浜店」

**店番**  
例「トヨタマートヨタマート横浜店」

**販賣許可番号**

**統一税理士登録番号**  
例：880-0025

**ご住所**  
例「神奈川県横浜市西区北幸町」

**ご利用料金**  
例「1000円(税込)～1400円(税込)」

**営業時間(目)**  
※営業時間に昼夜の区切りがない場合は昼夜に営業時間を記載してください。

**営業時間(夜)**  
例「18:00-22:00 (火曜日除く)」

**支払日**  
月 火 水 木 金 土  
日 不定休 祝日 その他

**お問い合わせ番号**  
例：080-999-7788

**店舗FAX番号**  
例：080-999-7788

**ジャンル**  
 飲食  松坂  海鮮  地内  中華  
 アジア・エスニック  カフェ・喫茶店  
 その他(複数選択可)

**担当者氏名(フリガナ)**  
例「トヨタマートヨタマート横浜店」

**担当者氏名**  
例「田中 亮太郎」

**担当者電話番号**  
例：090-XXXX-XXXX

**担当者携帯電話番号**  
例：090-XXXX-XXXX

**担当者メール**  
例：takatoshi.toyota@toyota.com.jp

**会員登録**

**会員登録店舗名**  
例「トヨタマートヨタマート横浜店」

**性別**  
 男性  女性

**年齢**  
例「30才」

**会員登録**

**Go To Eat キャンペーン 参加飲食店登録**

**【登録形態】**

□ 当店は、日本標準産業分類（平成25年12月改訂）の小分類「79 飲食店」に分類される飲食店（主として客のために元に調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第12条第1項に基づく「飲食店登録」又は「取扱店登録」の許可を得ています。  
□ 当店は、風俗営業等の規制及び整備の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定される「接待飲食店営業」及び同条第11項に規定される「特定接待飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。

**同意書**

本個人情報取得時に同意します  
 本私は注意事項をよく理解し遵守することを誓約します。  
 本私は参加同意書を確認した上で同意します。

**ファイルを添付** 添付されていません

**送信する**

※こちらで得た個人情報は飲食店事業者登録に関する連絡等作業以外には使用しません。

GO TO EAT キャンペーン飲食店登録

(39P「13.添付資料⑨」参照)

### (3) 申請受付・審査

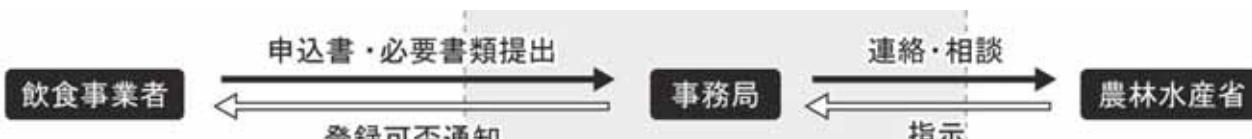
登録に際して必要な書類(利用対象飲食店登録申込書(39P「13.添付資料⑤」参照)、参加飲食店同意書等)は事務局にて作成し、飲食事業者からの申請とともに事務局内にて審査し、登録可否を決定しました。

申請に際して各飲食事業者より「保健所の営業許可証(写し)」の提出を求め登録可否の判断や飲食事業者以外の加盟等のトラブル防止にあたりました。

また、審査段階で登録可否の判断が難しい事案については農林水産省や、Go To Eatキャンペーン事業全体のコールセンターに確認し、適切な審査を行いました。

なお、登録の際には下記の宣誓事項に同意を促し不正防止にあたり、各申請書類や同意書、営業許可証の写し等の個人情報については事業者毎にファイリングにて整理し、鍵付きのキャビネットで厳重保管する等の情報漏洩防止にあたりました。

宣誓事項	①申請書類の内容が虚偽でないこと。 ②事務局及び農林水産省及び実績確認監査等事業者の委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取等の調査に応じること。 ③不正受給が判明した場合には、給付金の返還等を行うこと。 ④そのほか、事務局の指示に従うこと。
------	--



#### 【申請方法】

- ①特設サイト申込フォーム
- ②利用対象飲食店登録申込書(紙)

#### 【必要書類】

- ①利用対象飲食店登録申込書
  - ②参加飲食店同意書
  - ③保健所の営業許可証(写し)
- \*特設サイトより申し込みの場合は①, ②の必要書類は申込みフォーム上にて登録

#### 【審査】

事務局内にて申込内容及び必要書類を基に、本事業に加盟可能か登録可否を判断

\*事業形態等により事務局にて判断が難しい場合は、農林水産省に確認し登録可否を決定

\*記載内容に誤りや、申込書と営業許可証の名義が違う等の整合性がとれない場合は飲食事業者に確認し再審査

#### 【登録可否の確認】

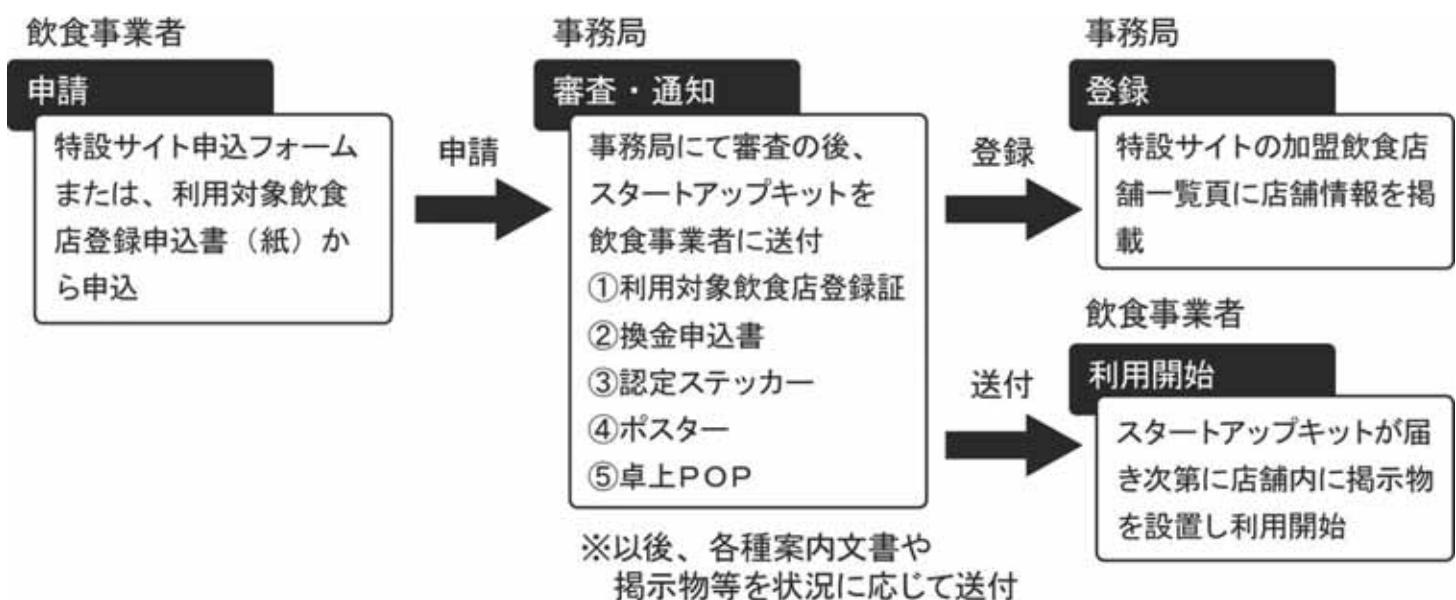
判断が難しい場合は事務局より連絡・相談し適宜確認

#### (4) 登録・利用開始

事務局にて審査を完了し特設サイトに登録済となった飲食事業者については、下記のスタートアップキットを送付し、到着後より食事券の利用を開始しました。

また、販売期間や利用・換金期限の延長の際には、加盟店舗へ案内文書の送付や電話する等対応し、他県の状況との混同や、事業期間の相違が無いように案内しました。

スタートアップキット	①利用対象飲食店登録証（1枚） ②換金申込書（5枚） ③認定ステッカー（W100mm×H100mm：4色カラー） ④ポスター（A2：W420mm×H594mm：4色カラー） ⑤卓上POP（119mm×D71.5mm×H135mm：4色カラー） （39P「13. 添付資料 ⑤、⑥、⑩」参照）
------------	--



## 7. 消費者の利用促進

### (1) 食事券の周知

本事業における飲食店舗や消費者への周知方法として、徳島県事務局の特設サイト（公式ホームページ）を開設し適宜情報発信のほか、徳島県庁の広報媒体に協力依頼、報道関係者へのプレスリリースや県内商工会議所や商工会への資料提供、県内のメディア媒体への広告出稿、その他各食事券販売所にもポスター等の掲示物を設置し県内全域での周知を行いました。

なお、各月の販売状況や利用状況等を検証し広報活動の見直しを図りましたが、コロナ禍により農林水産省や徳島県庁より指示を受けた場合は積極的な広報活動を控え、食事券の販売抑制を図る等柔軟に対応しました。

### (2) 特設サイト（徳島県事務局公式ホームページ）の開設

徳島県内の本事業実施に係る情報発信ツールとして、特設サイトを下記の概要にて開設し事業周知を行いました。

また、特設サイト上に、農林水産省より掲載指示のあった注意事項や新型コロナウィルス感染症拡大防止対策の強化についての内容、本事業全体のホームページへのリンクを記載し、徳島県内だけでなく本事業全体に係る案内事項の周知に協力しました。

なお、特設サイトの開設にあたり、視認性・操作性・調べやすさ・わかりやすさを心掛けることや、特設サイトから登録申請が行えるように応募フォームを搭載する等、飲食事業者の利便性も考慮した内容で制作しました。

開設期間	令和2年9月23日～令和3年12月31日
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ Go To Eat キャンペーン食事券発行事業の概要</li><li>・ インフォメーション（新着情報及び注意喚起等）</li><li>・ 食事券の販売方法、販売場所、販売スケジュール</li><li>・ 食事券利用時の注意喚起（不正利用等）</li><li>・ 加盟飲食店舗一覧（カテゴリー分け、店名検索機能等）</li><li>・ 店舗申し込み方法（応募フォーム）</li><li>・ 募集要項、利用対象飲食店登録申込書、換金申込書等</li><li>・ 問い合せ先（コールセンター案内）</li><li>・ 農林水産省「Go To Eat キャンペーン事業」のホームページへのリンク</li></ul> <p style="text-align: right;">(39P 「13. 添付資料 ⑨」 参照)</p>

## (特設サイトTOPページ)

### GO TO EAT とくしま

The logo features the text "GO TO EAT" in large, bold, yellow letters with a red outline, followed by "とくしま" in a smaller, white font. Below the logo is a circular graphic with a blue and white striped border containing the text "ハピタスでお得に 食事券を貰おう!" and "GO TO Eat! とくしま".

GO TO Eat フォーマン 徳島版プレミアム付食事券  
5,000円 & 2,000円×2枚セット

#### ADULT GO TO EAT 徳島について

Go To Eat キャンペーンは、通常予約対策に取り組みながら営業している飲食店を対象し、食材を供給する農林漁業者を応援するものです。「Go To Eat キャンペーン」徳島県実施では、徳島県内の飲食店で使えるお得な食事券を発行します。

500円券  
2021年6月30日(木)まで  
徳島県プレミアム付食事券  
¥500  
2021年6月30日(木)まで

【食事券（500円券）の利用期限・回収済み食事券（500円券）の換金期限について】

「徳島県プレミアム付食事券（500円券）」の利用期限と換金期限を下記の通りといたします。

項目	内容
食事券（500円券）の利用期限	令和3年9月30日（木）
食事券にて回収済み食事券（500円券）の換金期限	令和3年10月22日（火）

※2021年9月30日（木）以降の食事券の利用期限の延長はございませんのでご了承ください。

【未使用の食事券（500円券）をお持ちの消費者の方へ】  
利用期限内（令和3年9月30日まで）に本キャンペーン加盟店にて食事券（500円券）をご利用ください。期間を過ぎた食事券は、飲食店舗でのご利用および返金対応等は出来かねますのでご注意ください。※1000円券の利用は令和3年8月30日（水）をもって終了しました。

【食事券（500円券）を回収された飲食店舗事業者の方へ】  
該店にて回収された食事券（500円券）を販売期限内（令和3年10月22日まで）に会員機関にて換金してください。上記の期限を過ぎると残金がなくななりますので、必ず期限を遵守いただきますようお願いください。

#### INFORMATION お知らせ

2021.8.21 | 食事券（500円券）の販売開始・販売方法・販売期間について  
2021.8.29 | 食事券（500円券）の利用期限や貯め方について  
2021.9.1 | 食事券（500円券）の利用対象の飲食店について  
2021.9.28 | 食事券（500円券）の販売期間の変更について  
2021.9.31 | 食事券（500円券）の利用期限の変更について  
2021.10.30 | 食事券（500円券）の貯め方や販売終了について

2021.8.21 | 食事券（500円券）の販売と販売店について【お問い合わせ】  
販売店（500円券）の販売開始と販売店、販売店の販売期間の変更について  
【販売店を追加される上、加盟店様の登録へ】販売店の新規登録のためのダイレクトリンクのお知らせ  
【販売店登録の選択について】

### SALE 販売方法について

#### 一般販売

食事券の販売（500円券）は、2021年7月31日をもって終了しました。

### RESTAURANT 利用可能な飲食店について

#### 利用可能な飲食店の詳細

【利用可能な飲食店はこちらをご覧ください】

■利用可能な飲食店には各自として、ステッカーが貼られています★

GO TO Eat!  
とくしま  
登録店舗  
[500円券利用可能店舗]  
ENTRY

#### 飲食店事業者の募集について

飲食店事業者登録は、2021年7月31日をもって終了しました。

#### REGULATIONS Go To Eat キャンペーンをご利用いただく皆様へ

当該食事券の購入するにあたっては、サービス事業者販売店事業（Go To Eat キャンペーン）給付金支給事業者登録料金支拂付飲食店事業に開き付ける規程（令和2年5月31日付の規程第1号）に基づく申請が必要となります。

申請については、飲食券発行事業者（株式会社オオゼンクト）が利用者（消費者）の皆様に代わり給付金を申請することにより、本食事券の購入が可能となります。

なお、サービス事業者登録料金支拂付飲食店事業（Go To Eat キャンペーン）給付金を申請するにあたり、下記の4項目に対して宣言いただく必要があります：「Go To Eat キャンペーンの利用者（消費者）は、食事券を購入することにより、以下の宣言事項に同意するものとします。」

1. 給付金受取料金の申請書類の内容に虚偽がないこと。
2. 営業者登録料金支拂付飲食店事業（業種）又は大店店舗予算課税課税登録の委託した者が行う開業届出の提出義務、事業者登録料金支拂付飲食店事業に応じること。
3. 不正受給が判明した場合には、「サービス事業者登録料金支拂付飲食店事業（Go To Eat キャンペーン）給付金及び飲食券登録料金支拂付飲食店事業に関する取扱規程」に従い給付金の返還等を行うこと。
4. 「給付金給付規定」に従うこと。

GO TO EAT キャンペーン運営事務局  
Copyright © 2020 GO TO EAT TOKUSHIMA All Rights Reserved.

32

(3) 県内メディア媒体への出稿

徳島県内全域に本事業の周知を図るため、下記の内容にて訴求効果の高い県内メディア媒体に広告出稿し食事券の販売及び利用促進を行いました。

また、投下日により広告内容に適宜期間延長等の情報を反映させ、本事業のスケジュール変更等の周知を行いました。

(株)徳島新聞ネクスト (39P「13.添付資料 ⑪、⑫」参照)	<p>媒 体 : 新聞（折込チラシ） 新聞（紙面広告全5段）</p> <p>投下日 : 新聞（折込チラシ）            ①令和2年11月2日            新聞（紙面広告全5段）            ②令和2年11月4日            ③令和2年12月1日            ④令和3年1月4日            ⑤令和3年2月1日            ⑥令和3年10月20日</p> <p>訴求内容: ①／既存券の販売及び利用促進、加盟店募集、利用エリアの周知            ②～⑤／既存券の販売及び利用促進、加盟店募集            ⑥／追加券の換金期限の周知</p>
四国放送株	<p>媒 体 : テレビ（スポットCM15秒、番組内出演告知） ラジオ（スポットCM20秒、番組内出演告知、番組内原稿読み45秒）</p> <p>投下日 : テレビ            ①令和2年11月4日～令和2年11月15日            ②令和3年1月29日～令和3年2月7日            ③令和3年10月18日～令和3年10月22日            ラジオ            ④令和2年10月16日～令和2年10月31日            ⑤令和3年10月15日～令和3年10月22日</p> <p>訴求内容: テレビ            ①／既存券の販売及び利用促進            ②／既存券の販売及び利用期限の延長            ③／追加券の換金期限の周知            ラジオ            ④／既存券の販売及び利用促進、加盟店募集            ⑤／追加券の換金期限の周知</p>
(株)エフエム徳島	<p>内 容 : ラジオ（スポットCM20秒、番組内出演告知、番組内原稿読み90秒）</p> <p>投下日 : ①令和2年9月23日～令和2年9月27日            ②令和2年11月4日～令和2年11月13日            ③令和3年2月1日～令和3年2月19日            ④令和3年7月1日～令和3年8月22日            ⑤令和3年9月21日～令和3年9月29日            ⑥令和3年10月16日～令和3年10月22日</p> <p>訴求内容: ①～③／既存券の販売及び利用促進、加盟店募集            ④／追加券の販売及び利用促進            ⑤／追加券の利用期限の周知            ⑥／追加券の換金期限の周知</p>
ケーブルテレビ徳島株	<p>媒 体 : テレビ（スポットCM15秒）</p> <p>投下日 : 令和2年10月26日～令和2年12月31日</p> <p>訴求内容: 既存券の販売及び利用促進</p>

#### (4) 登録店舗の周知

一般消費者への本事業加盟店舗の周知方法としましては、徳島県事務局特設サイトへの記載のほか、加盟店舗へ下記の掲示物を設置することで一般消費者が本事業加盟店舗であることを認識しやすくなるようにしました。

なお、食事券の販売及び利用期限の延長や、追加券の発行時等には各加盟飲食店へ修正版の掲示物を配布し、事業内容の変更点も周知しました。

#### 【加盟店舗で設置した掲示物】

##### ①ポスター :

W420mm×H594mm

(A2・4色カラー)



##### ②認定ステッカー :

W100mm×H100mm

(4色カラー)



##### ③卓上POP : W119mm×D71.5mm×H135mm (三角・4色カラー)



(39P「13.添付資料⑩」参照)

## 8. 不正防止対策

### (1) 飲食店による不正防止策

本事業登録店舗による架空飲食による自己取引や虚偽報告、食事券の不正処理、本事業のガイドラインや新型コロナウィルス感染予防に関するガイドライン等の加盟店要件の偽装防止のために、本事業への加盟申請時に事前に誓約書の提出を求め、不正を行った場合には処罰を受けることを承認いただきました。

また、換金時や集計作業時に各金融機関にて不正が疑われる場合は事務局への通報依頼を求め防止策を施しました（但し、本事業で不正が疑われる事案の通報は無し）。

なお、事務局内にて消費者や飲食事業者、各金融機関からの問い合わせ窓口として、統括責任者、入出金・経理担当者を対応窓口として配置しました。

### (2) 消費者による転売

一般消費者による転売防止のために、食事券の販売窓口の掲示物や、食事券面に転売防止の旨を明記して転売防止策を施しました。

また、インターネット上のオークションサイトにて転売されていないか等の確認作業を行いました。

### (3) 食事券の偽造・使い回し

食事券の偽造や使い回し防止のため、券面（表面のロゴ）にコピー機やプリンター等では光沢感を再現できないオレンジの蛍光インキの塗料を使用して印刷を行いました。仮にコピーした場合は、オレンジの蛍光インキが茶色く濁り、飲食店舗や各金融機関でも容易に判別ができる事務局へ通報ができるような仕様で作成しました。

### (4) 不正が発生した場合の対処

上記対策と取りながらも不正が発覚した際には、飲食事業者の場合は加盟登録の抹消の措置を取り、統括責任者より農林水産省に速やかに報告し対処できるように事務局内の体制を整えました。

## 9. 問い合わせ対応

### (1) コールセンター設置概要

協力企業	株)テレコメディア（徳島県徳島市山城町東浜傍示1-1）
設置期間	令和2年9月23日～令和3年3月10月29日 ※令和3年10月30日～令和3年11月15日の期間は事務局電話番号の案内 アナウンスの放送を行った
受付時間	平日9:00～17:00（受付時間外は案内アナウンスを設定） ※各土・日・祝日及び年末年始（令和2年12月30日～令和3年1月3日）を除く
席 数	各日3席（繁忙状況により各日共に増席し適宜対応）
業務内容	①徳島県内飲食店事業者及び一般消費者等からの各種問合せに対しFAQ等 をもとに電話案内 ②徳島県内の食事券販売に関する購入等付随する問合せ電話対応業務 ③上記①、②の問合せにセンターにて回答が出来ない場合の事務局エス カレーション対応業務（主にクレーム発生時、申請内容の修正・取り下 げ、解約等） ④日々の問い合わせ件数、内容を集計した日毎の業務日報の提出
備 考	①コールセンター業務開始前には事務局より必要な資料及びFAQを提供 ②事務局へのエスカレーション事案については事務局対応後にコールセ ンターへ内容の共有とFAQを更新して事務局とコールセンター共に平 準化した案内ができるように対応した

### (2) 期間中コールセンター問合せ件数

本事業コールセンター問合せ総数（一般消費者、飲食事業者、マスコミ等）

開設月	入電件数	エスカレーション件数
令和2年9月	231件	27件
令和2年10月	1,646件	91件
令和2年11月	1,177件	75件
令和2年12月	304件	31件
令和3年1月	243件	14件
令和3年2月	226件	8件
令和3年3月	596件	19件
令和3年4月	489件	24件
令和3年5月	387件	14件
令和3年6月	297件	24件
令和3年7月	462件	39件
令和3年8月	426件	16件
令和3年9月	101件	9件
令和3年10月	82件	21件
合計	6,667件	412件

## 10. その他報告事項

本事業期間中に加盟店舗より新型コロナ感染症の陽性者が発生した場合は、飲食事業者より速やかに事務局へ報告いただき、必要事項をヒアリングの上、農林水産省に報告しました。各店舗共に保健所の指導を受け、店舗内消毒や従業員のPCR検査の受検等を行い、保健所の許可のもと営業を再開しました。

## 11. 余剰金の使用用途

本事業に係る余剰金につきましては、徳島県と協議の上、本事業の主旨である徳島県内の農林漁業者の支援や、本事業の対象外であった移動販売店舗等への支援、コロナ禍で生活に困窮されているひとり親家庭への支援等を主旨とした「食のイベント」を徳島県と共に開催し地域活性に繋げることを目的とした使用用途を計画します。

## 1.2. 事業の結果（成果）及び所見

本事業の実施にあたり、徳島県では本事業の主旨の一つでもある「資金繰りの厳しい飲食店経営の安定」を念頭において運用を心掛け、令和2年10月16日から令和3年9月30日の期間（食事券販売及び利用期間）にて本事業に取り組みました。

事業期間中は、徳島県内でも新型コロナウィルスの感染拡大の傾向が見られ、県独自の対応基準である「とくしまアラート」最高レベルの「特定警戒（政府分科会におけるカテゴリステージIV相当）」まで引き上げられ飲食店に営業時間短縮要請も発令されましたが、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令、食事券の販売休止や利用自粛を実施することもなく、既存券と追加券を合わせて約46万冊（食事券の発行額面で約42.9億円）を販売し、約42.7億円の利用実績がありました。徳島県内の世帯数が約31万世帯（人口は約72万人）であることより1世帯1冊以上の利用があったと考え、県内飲食業界に一定の経済効果を上げることができたのではないかと考えられます。

食事券の販売に関しては、当初計画ではJAグループの対面販売窓口のみを想定していましたが、一般の方が平日終業後や休日に購入が難しい事を考慮し、徳島県内のスーパー・マーケット、商業施設や宿泊施設に販売窓口を設けるなど購入しやすい環境を整えるなど柔軟に対応し、販売促進に繋げました。

販売当初の券種（既存券）が「1,000円券」のみであったことより、一般消費者だけでなく、安価に飲食を提供されている店舗から「ランチでの利用や安価な店舗で使いにくい、他県のように500円券も発行してほしい。」との要望が多い結果となり、追加券の発行時には県民の意見を反映し、券種を500円券に変更して発行する等利用面でも改善を行いました。

本事業の開始時には、登録申請時に飲食事業者（主にテイクアウトのみを専業とする店舗、カラオケ施設を併設する店舗、接客を伴う店舗）から参加要件に関する意見が多く、都度「日本標準産業分類76中分類」にて説明しましたが納得されない飲食事業者が大半であり苦労することが多々ありました。

また、Go To トラベル事業の地域クーポン券加盟店舗の申請にGo To Eat事業の飲食店登録証が必要であるとのことで、本事業の飲食事業者登録申請日前より飲食事業者から登録を催促される状況も発生し、事務局と飲食事業者共に混乱が発生したこともありましたので、本事業の事業説明の際にGo To トラベル事業との兼ね合いを事務局側への共有する必要があったのではないかと感じました。

食事券の換金に関しては、各飲食店からの申請後3営業日以内に支払い対応を行なったこと、令和3年11月以降の各金融機関での受付終了後も事務局で換金忘れの救済措置期間を設け対応したことにより問題なく終えることができました。

実施状況に合わせて適宜広報活動を行い本事業の周知を行いましたが、一般消費者からは、度々の事業期間の延長、他県での販売休止や利用自粛等の全国報道、Go To トラベル事業との混同等により、徳島県内の本事業が停止していると思われている方が

らの問い合わせが多い状況でした。適宜、都道府県単位での運営である旨を説明し納得してもらいましたが、同事業で都道府県単位での運営であることは分かり難く、混乱を招く要因となったことは否めないのでないかと感じられました。

徳島県内では本事業と同時期に各市町村単位にて同様のクーポン券事業も実施していましたこともあり、本事業と混同されている一般消費者と飲食事業者もおられました。

徳島県事務局として、当社（株ネオビエント）が单一事業者であったことより、事務局運営を一元管理することができ、期間延長や追加券発行の際には農林水産省や徳島県からの意向・指示に対して、関係各所（商工会議所や商工会、販売窓口、金融機関、コールセンター等）との連携や指示出しを迅速に対応することができたのではないかと考えています。

全国的なコロナ禍の状況であり、徳島県内でも感染状況が増加傾向にあり積極的な利用を促し難い状況ではありました。事業終了後も一般消費者や加盟飲食店から「再度の追加発行はないのか」といった本事業の継続を望む問い合わせも多く、概ね好評であり、飲食業界への経済対策として有効な事業であったと感じております。

### 1 3. 添付資料

- ① 「Go To Eatキャンペーン徳島県プレミアム付食事券」食事券券面デザイン
- ② 「Go To Eatキャンペーン徳島県プレミアム付食事券」食事券月別販売実績集計
- ③ 「Go To Eatキャンペーン徳島県プレミアム付食事券」食事券販売所記録画像
- ④ 「Go To Eatキャンペーン徳島県プレミアム付食事券」未使用食事券廃棄証明
- ⑤ 「Go To Eatキャンペーン徳島県プレミアム付食事券」飲食店登録申込書
- ⑥ 「Go To Eatキャンペーン徳島県プレミアム付食事券」換金申込書
- ⑦ 「Go To Eatキャンペーン徳島県プレミアム付食事券」使用済み食事券廃棄証明
- ⑧ 「Go To Eatキャンペーン徳島県プレミアム付食事券」飲食店事業者募集チラシ
- ⑨ 「Go To Eatキャンペーン徳島県プレミアム付食事券」特設サイトデザイン
- ⑩ 「Go To Eatキャンペーン徳島県プレミアム付食事券」店舗用スタートアップキット  
デザイン（認定ステッカー、ポスター、卓上POP）
- ⑪ 「Go To Eatキャンペーン徳島県プレミアム付食事券」折込チラシデザイン
- ⑫ 「Go To Eatキャンペーン徳島県プレミアム付食事券」新聞紙面広告デザイン

以上

添付資料①「Go To Eat キャンペーン徳島県プレミアム付食事券」食事券券面デザイン